

吹田市人権保育基本方針

平成25年（2013年）2月
吹田市こども部

1 子どもの人権をめぐる状況

わが国では、平成6年（1994年）に「子どもの権利条約」が批准され、平成9年（1997年）には、「人権を大切に作る心を育てる保育」を推進するための留意点が厚生省通知により示されました。さらに、平成12年（2000年）の改定「保育所保育指針」では、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」などの条項が加えられ、この精神は、同指針の平成20年度（2008年度）の改定の際にも受け継がれています。また、大阪府においては、平成14年（2002年）2月に「大阪府人権保育基本方針」が策定されました。

本市においては、平成18年（2006年）2月に「吹田市人権施策基本方針」を策定し、「すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会の実現」を基本理念に、人権尊重の視点に立って、これまで市政運営に努めてきました。

2 人権保育の必要性

近年、虐待やいじめ、不登校、非行の低年齢化など、子どもたちをめぐる状況が社会問題となっています。このような状況を生み出した背景には、急激な少子化や都市化の進行により、人間関係が希薄化し、家庭や地域の子育て機能の低下がひとつの要因としてあるといわれています。また、子どもの生活自体が変化しており、子ども同士で遊ぶ機会が減り、遊びの中で育まれていた社会性、創造力、感性などが育ちにくくなっています。

このような現状から、子どもが一日の生活時間の大半を過ごす保育所においては、他者を思いやる心を育てるなど基礎的な人権保育の充実を図ることが、なお一層求められています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に子どもの自尊感情の芽生えが尊重され、一人ひとりの人格や個性が重んじ

られることによって豊かな人間性を育むことが、その後の成長にとって極めて重要といえます。

本市では、人権保育基本方針を策定し、「子どもの人権を尊重し、命を守る保育」を推進するための基本的な考え方を示します。

3 人権保育の基本理念

すべての子どもは、限りない可能性を持って生まれ、家庭や地域の温かな見守りの中で、その可能性を大きく開花させて成長していく環境が保障されるべきであり、差別や偏見など個人の責任ではない、社会がつくり出した状況によって、子どもの夢が奪われてはなりません。

このような子どもの人権尊重の理念を保育分野で具体化するため、人権保育の基本理念を以下に掲げます。

- (1) 一人ひとりがかげがえのない存在として、自らを大事にする心を育てるとともに、お互いの人権を尊重し合うことができる子どもを育てます。
- (2) 生きる力を培い、自らの個性や能力を磨き、自己実現できる子どもを育てます。
- (3) 地域の様々な人たちと出会い、交流する楽しみを多く経験し、人との豊かなつながりを築くことができる子どもを育てます。

4 人権保育の基本的視点

人権保育の基本理念を踏まえ、保育所において保育者が人権保育を推進していくための視点を以下に示します。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもが権利の主体として尊重される保育
 - ① 保育においては、子どもを自己の権利を行使する価値ある人格主体として理解し、一人ひとりについて、人としての尊厳（生命、人格の尊重）を重んじて関わることが重要です。

- ② すべての子どもたちを、性別、障がいの有無、国籍、文化、生まれた環境にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる環境の下で保育することが必要です。
- ③ 性差や個人差に留意しつつ、性別などによる固定的な意識や偏見を植え付けることがないよう配慮する必要があります。
- ④ 国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てることが必要です。
- ⑤ 保護者の生活や価値観、地域の状況など、子どもの生活環境を十分理解し、尊重したうえで保育を進めることが大切です。また、子どもの一人ひとりの状況に応じた保育を行うことが求められます。
- ⑥ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を醸成し、人権を大切にす
る心を育てるとともに、人として認められ、生活し、活動することで、主
体的に生きる力を高めることができるよう、必要な援助をすることが重要
です。

(2) 保護者に対する子育て支援

近年、社会環境が変化し、格差が広がる中で、孤立した子育て環境のもと、子育てに関する不安や負担感から起こるネグレクト、体罰などの児童虐待や不適切な養育が行われている事例が後を絶たず、一人で悩みを抱え込むなど援助を必要としている保護者の姿が多く見られます。

保育所における保育は、保護者との協力関係のもとで実施することが基本ですが、保育所は保護者に寄り添う姿勢を持って積極的に相談・助言などの活動を行い、保護者が子育てにおいて大切にすべき点に自ら気づき、行動できるよう支援することが必要です。また、保育所は、こうした保護者への支援を通じて、保護者の人権意識の啓発に努めることが求められます。

(3) 地域における子育て支援

地域の子育て機能が低下している中で、すべての子どもたちが安全に、かつ健康で情緒の安定した生活ができる環境を整え、その健やかな発達を支援する必要があります。

保育所は、子育ての知識、経験を蓄積している地域社会の子育て関係機関

と密接に連携しながら、地域の子育て家庭を支援する拠点としての役割を積極的に担っていくことが必要であり、子どもが地域の中で健やかに育つための子育て支援事業をより一層充実させることが必要です。

5 人権保育を推進するための施策

人権保育を推進するため、市や関係機関が連携し、以下のことに取り組みます。

① 職員研修などの充実

保育所職員を対象とした人権に関する研修を計画的に実施し、人権保育を推進していくための指導者の育成を行うなど、職員の資質の向上に努めます。また、個人情報の厳密な取扱いや安全確保の観点から、危機管理意識の向上を図るとともに、保育内容の充実に努め、子育て相談や子育て支援機能の強化に取り組みます。

② 関係機関との連携や強化・充実とネットワークづくり

保育所と家庭、幼稚園、学校など、地域の関係機関との連携を深めるとともに、NPOや子育てサークル、ボランティア組織など地域の子育て支援活動団体とのネットワークづくりを積極的に進めていきます。

③ 保護者等への啓発及び情報収集・提供機能の充実

保護者や保育者に対し、人権保育推進に関する活動事例等についての情報を適切に提供できるよう、人権保育に関する情報の収集・提供機能の充実に努めるとともに、人権意識の高揚に努めます。